

施工条件の明示

工事番号 : 用九八第11号
 工事名 : 長柄浄水場（Ⅰ）（Ⅱ）汚泥中間濃縮装置修理工事
 工事場所 : 長生郡長柄町山之郷483番地27 長柄浄水場内

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1 本工事の期限は令和9年3月16日であるので、別途発注工事と競合する場合は工程調整等の協議を十分行い工期内完成に努めること。 2 機器および材料搬入時においても、他工事受注者と十分協議を行うこと。 3 土日、祝祭日等の作業は原則として行わないものとする。 万が一作業が必要になった場合は、別途協議し当局の承諾を得たうえで実施すること。 4 施工時間帯について、平日の日中（9：00～17：00）とするが万が一これ以外の時間帯の作業が必要になった場合は、別途協議し当局の承諾を得たうえで実施すること。
施 工 関 係	本工事施工においては、稼働している長柄浄水場内での工事なので、既設設備に支障が生じないように、施工管理、品質管理、切替手順、現場管理、安全対策等を検討した施工計画書を提出すること。
用 地 関 係	1 現場事務所の設置が必要な場合は、設置期間及び設置場所について監督職員と協議するものとする。 2 周辺管理道路の機能を損なうことなく、最小限のスペースで資材及び作業管理を行うこと。
公 害 対 策 関 係	排出ガス対策型、低騒音及び低振動機器を使用すること。
安 全 対 策 関 係	1 安全管理は最優先とする。「労働安全衛生法」等の安全法規、「水道工事標準仕様書」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の安全施工指針、また「土木請負工事における安全・訓練の実施について」や「建設工事の安全対策に関する措置について」等の安全施工に関する国土交通省通達に基づき、本工事の現場に必要な安全対策を策定し、施工計画書に記載すること。 ・安全管理組織 ・主要な各工事段階における安全施工管理 ・工事区域における安全員及び標識の配置 ・安全訓練及び安全衛生教育 2 現場においては、通常 of 安全管理の他、常に現場の状況に則した対応を講じるものとする。特に高所作業や重量物の移動等には、十分に安全を確保したうえで作業を行うこと。 3 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法等の関係法令に従って行い、常に整理整頓を行うとともに、危険箇所については標識類、防護柵等の安全対策をとり事故の防止に努めること。

仮 設 関 係	仮設電力は原則、受注者にて発電機を設置し使用すること。ただし、検査、試運転調整等の工事に係る用水等については、当局の施設に支障のない範囲で支給する。
建 設 副 産 物 関 係	建設発生土、コンクリート塊などの建設副産物については、別添「特記仕様書」「建設副産物に関する特記仕様書」「建設リサイクル法に関する特記仕様書」に基づき、適正に搬出、処理すること。
産 業 廃 棄 物 関 係	産業廃棄物の処分については、適切に処理を委託すること。
工 事 支 障 物 関 係	特になし
そ の 他	1 本工事場所は長柄浄水場内であるため、浄水場の運営に支障がないよう対応すること。 2 長柄浄水場において契約済みの受注者がいる場合は、長柄浄水場内工事連絡会議に参加し、運営に協力すること。 3 工事で1か月以上作業する者は、事前に腸内細菌検査を受けるとともに、検査結果を報告すること。 4 工事中は騒音に十分に注意し抑制するとともに、騒音が発生する場合は、監督職員と協議のうえ現地付近の住民に対し工事について事前説明を行い、十分な協力を得られるようにすること。 5 作業員の体調管理について、施工環境等を考慮し必要な対策を行うこと。